

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「福祉に・ずっと・まっすぐ」のスローガンのもと、介護事業者の使命と業界大手としての社会的責任を認識し、株主や投資家の皆様、お客様、地域社会、取引先、従業員等あらゆるステークホルダーとの関係を適切に保ちながら、法令遵守のもと、常にコーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

ビジョン ありたい姿

当社は、長期にわたる持続的な成長を目指す経営の原点として、以下の経営理念とスローガンを制定しています。

経営理念 「ツクイは、地域に根付いた真心のこもったサービスを提供し、誠意ある行動で責任をもって、お客様と社会に貢献します。」

スローガン 「福祉に・ずっと・まっすぐ」

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を「ツクイ コーポレートガバナンス方針」として開示し、当社ホームページに掲載しています。

ツクイHP > 株主・投資家情報 > 経営方針 > コーポレート・ガバナンス (<http://www.tsukui.net/ir/governance.html>)

コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべき事項については、「ツクイ コーポレートガバナンス方針」のうち、それぞれ次の項目をご参照ください。

原則1-4 「14.政策保有株式」

原則1-7 「15.関連当事者間取引」

補充原則1-2-4 「6.株主総会」

原則3-1 「1.ビジョン ありたい姿」 「4.情報開示」 「9.取締役の指名・報酬等について」 「基本的な考え方」

補充原則4-1-1 「8.取締役会の役割等」

原則4-8 「10.社外取締役、独立社外取締役について」

原則4-9 「10.社外取締役、独立社外取締役について」

補充原則4-11-1 「8.取締役会の役割等」

補充原則4-11-2 「10.社外取締役、独立社外取締役について」

補充原則4-11-3 「8.取締役会の役割等」

補充原則4-14-2 「8.取締役会の役割等」

原則5-1 「7.株主との対話」

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社津久井企画	18,256,000	25.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,304,700	7.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,212,400	5.81
BBH FOR FIDELITY LOW - PRICED STOCK FUND(ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	2,375,100	3.28
株式会社横浜銀行	2,027,200	2.80
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,938,870	2.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,785,100	2.46
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	1,600,000	2.21
ツクイ従業員持株会	1,565,029	2.16
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,098,000	1.52

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

- a. 上記大株主の状況は、2017年3月31日現在の状況を記載しております。
- b. 持株数は百株以下を切り捨てて記載しております。
出資比率は小数点第3位の数値を四捨五入により記載しております。
出資比率は自己株式(2,684株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
宮 直仁	公認会計士													
山崎 泰彦	学者													
小泉 正明	公認会計士													
鳥養 雅夫	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

宮 直仁		宮直仁氏は過去に、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に籍を置いており、一時期、当社の会計監査業務を担当しておりましたが、同監査法人退所後、当社の会計監査業務には関わっておらず、本年6月で9年を経過していることから十分に独立性を有していると判断しております。 また、同氏は八洲電機株式会社社外取締役(監査等委員)を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。	宮直仁氏は、公認会計士としての見地や上場会社での社外役員経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・質問を行っております。また、監査等委員会において、財務並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
山崎 泰彦		山崎泰彦氏は、神奈川県立保健福祉大学名誉教授、社会保障制度改革推進会議委員、医療介護総合確保促進会議構成員および財政制度等審議会委員を兼務しておりますが、これら重要な兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。	山崎泰彦氏は、年金・医療・福祉の専門的知見および社会保障制度改革推進会議委員などでの活動を通じて多くの経験と見識を有しております。これらの見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・質問を行っております。また、監査等委員会において、内部監査について適宜、必要な発言を行っております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
小泉 正明		小泉正明氏は、過去において当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に籍を置いておりましたが、当社の会計監査業務には関わっておらず、また同監査法人退所後、本年6月で13年8ヵ月を経過していることから十分に独立性を有していると判断しております。 また、同氏は株式会社キューソー流通システム社外監査役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。	小泉正明氏は、公認会計士としての見地や上場会社での社外役員経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・質問を行っております。また、監査等委員会において、財務並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
鳥養 雅夫		鳥養雅夫氏は、桃尾・松尾・難波法律事務所パートナーおよび鳥居薬品株式会社社外取締役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係および重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。	鳥養雅夫氏は、弁護士として高度な専門知識により法曹界で活躍するとともに、上場会社での社外役員の経験をもとに、法的な観点等から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・質問を行っております。また、監査等委員会において、リスク管理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 <small>更新</small>	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会のサポート体制として監査等委員会事務局を設置し、補助するための使用人を配置しております。当該使用人の異動および評価については、監査等委員会の同意を得ており、また職務の補助に際しては監査等委員会より直接の指示を受け、業務執行取締役からの独立性を確保しております。

なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は配置していません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、代表取締役直轄の内部統制室より内部監査の結果について速やかに報告を受け、また日常的な質疑応答、意見具申を通じて内部統制室との緊密な連携を保っています。また、監査等委員会と会計監査人は事業年度初めに双方が監査方針・重点監査項目・監査計画を説明し、また、四半期ごと並びに適宜行われる意見交換会により当社の会計上の課題等を共有しています。さらに、監査等委員会・内部統制室・会計監査人の三者による意見交換会を実施し、内部統制機能の充実を図っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、社外取締役が過半数を占める指名委員会、報酬委員会を設置し、取締役候補並びに取締役報酬の決定プロセスの透明性および客観性を確保しております。

両委員会は、取締役会が決定した方針に則った評価基準を策定し、評価を実施しております。この客観的な評価結果等を踏まえて取締役候補者並びに取締役報酬に関する案を作成し、取締役会へ答申しております。あわせて、指名委員会ではサクセッションプランを、報酬委員会では経営陣幹部の報酬基準およびインセンティブに関する検討を進めております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社の取締役11名のうち社外取締役は4名であり、取締役の3分の1以上を占めています。また、社外取締役4名を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、長期的な当社グループの業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)のより一層の意欲および士気を向上させ、当社グループの結束力を高めると同時に、行使条件に2018年3月期における連結営業利益達成条件を盛り込むことにより、営業利益および企業価値の増大に対する目的を明確にして、当社の取締役に対して有償にて新株予約権方式によるストックオプション制度(有償ストックオプション)を設けております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)に対して新株予約権方式によるストックオプション制度(有償ストックオプション)を採用しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

a. 役員報酬の決定方針

当社は、役員報酬額の決定方針を定めており、その内容は次の通りであります。

(a) 業績向上意欲を保持し、優秀な人材の確保が可能な水準であること。

(b) 経営環境の変化を考慮し、経営内容を勘案した水準であること。

(c) 経営計画の進捗および達成状況を踏まえた適切なインセンティブを付与すること。

取締役会における報酬額の決定に際しては、任意の報酬委員会からの答申内容を尊重し審議するとともに、監査等委員会による意見を踏まえて決定しております。

なお、支給方法およびその割合については、ストックオプションの導入や株式での支給等、幅広い選択肢を検討していきます。

b. その他

当社は、2004年3月31日をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役のサポート体制】更新

監査等委員会である社外取締役に対しては、監査等委員会事務局がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の取締役会は、11名で構成されており、うち4名が社外取締役です。また、2名が女性取締役(2名とも社内取締役)となっております。

コーポレートガバナンス体制

取締役会が取締役の業務執行を監督し、監査等委員会が取締役会および取締役の業務執行を監査・監督する体制を構築しています。

加えて、経営の決定プロセスの透明性および客観性を確保するために任意の指名委員会、報酬委員会を設置しております。

社外取締役が過半を占める任意の指名委員会においては、取締役(監査等委員である取締役を含む)候補者の選任についての審議を行い、取締役候補者案を作成し、取締役会にて取締役候補を指名します。この任意の指名委員会による候補者案は、監査等委員会にも提出され、同委員会として監査等委員以外の取締役の選任について取締役会に意見を述べるすることができます。

また、社外取締役が過半を占める任意の報酬委員会において、役員報酬の決定方針を踏まえ、同委員会で十分な議論・検討を行い、各取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額について報酬案を作成し、取締役会にて決定します。この任意の報酬委員会による報酬案は、監査等委員会にも提出され、同委員会として取締役会に意見を述べるすることができます。

(1) 取締役会の役割

・持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、中期経営計画をコミットするために、取締役会において透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うよう努めます。

・取締役会は、最高経営責任者などの承継について、役員に求められる要件はもとより、経営理念、経営基本方針を達成できる資質を踏まえた後継者の育成を行っています。また、取締役会は、育成の状況に関し適切な監督機能を行っています。

・取締役会は、適切にリスクテイクを支える環境整備を行うため、内部統制システムや、リスク管理委員会等の運用が有効に機能しているか適時報告を受け監督しています。

・取締役会は、法令、定款および社内規程に定められた取締役会決議事項について意思決定を行い、具体的な業務の執行については、経営陣に委ねています。

(2) 監査等委員会の役割

・監査等委員会は株主の負託を受け代表取締役、その他の業務執行取締役の執行を監査する機関として、会社の健全で持続的な成長と社会的信頼の向上を確保し、良質なガバナンス体制の確立に責務を負っています。

・取締役会をはじめとする業務執行に関する重要な会議にも出席し、適宜、業務執行取締役からの報告を受け、監査等委員会としての情報収集に努めるとともに意見具申を行っています。

・各監査等委員が有する知見は、取締役会における審議並びに取締役による業務執行に対する監査、監督の実効性を高めています。

会計監査人

業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に関わる補助者の構成は以下の通りです。

監査法人: 有限責任 あずさ監査法人

業務を執行した公認会計士名: 指定有限責任社員 業務執行社員 柴田 叙男

指定有限責任社員 業務執行社員 川口 靖仁

監査業務に関わる主な補助者の構成: 公認会計士4名、その他12名

(注)

1. その他は、米国公認会計士、公認会計士試験合格者、年金数理人および公認情報システム監査人であります。

2. 当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、企業の持続的価値向上とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指すため、監査等委員会設置会社を選択しております。

(1) 監査・監督機能の強化と経営への参画

監査等委員である取締役が取締役会での議決権を持つことにより、意思決定に関する監査・監督機能の強化を図るとともに、社外取締役による積極的な経営への参画を図ることができます。

(2) 経営の透明性の向上

当社の監査等委員会は、監査等委員5名のうち4名を社外取締役が占めております。監査等委員会では、業務執行部門から独立した立場の社外取締役より、株主やその他のステークホルダーの視点を踏まえた意見が提起され、さらに社内取締役である常勤監査等委員より当社の状況や課題を踏まえた見解が示され、活発な議論がなされています。この監査等委員会における議論の内容は取締役会における審議に反映され、意思決定プロセスの透明性を高めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第49期定時株主総会の招集通知は、開催日より3週間以上前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆さまにご出席いただけるよう、集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	個人投資家および機関投資家の利便性向上を図るため、インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の皆さまの利便向上を図るため、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の狭義の招集通知および株主総会参考書類を当社ウェブサイト等に掲載しております。
その他	(1) 早期情報開示の観点から、発送の8日前に当社ウェブサイト等に掲載し、議決権行使に当たり判断材料となる情報量の充実を図っております。 (2) 株主総会において映像とナレーションによる事業報告を行い、ご出席株主さまにご理解いただくための取り組みを実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主・投資家の皆さまに対し、当社の経営方針や事業戦略、業績・財務に関する情報を、分かりやすく公平かつ正確に提供することを基本方針とし、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めております。尚、ディスクロージャーポリシーは、当社ウェブサイトに掲載しております。 ツクイトップ > 株主・投資家情報 http://www.tsukui.net/ir/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年数回説明会を実施しております。 当社についての理解を深めていただけるよう中期の成長戦略や事業展開、財務内容等を説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年3回決算説明会を実施しております。 説明会資料および説明会の様子についてオンデマンド配信をする等、より多くの方にご理解いただけるよう、積極的な開示を行っております。 ツクイトップ > 株主・投資家情報 http://www.tsukui.net/ir/	あり
IR資料のホームページ掲載	財務情報や説明会資料、月次サービス利用状況、事業所の開設予定に関するお知らせなど、投資家が求められる情報を掲載しております。 ツクイトップ > 株主・投資家情報 http://www.tsukui.net/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・広報部を配置しており、株主の皆さまに適時・適切な情報開示に努めております。	

その他	<p>(1) 海外投資家向けIR 証券会社が国内外で主催する海外の機関投資家向けカンファレンスにも積極的に参加し、説明および質疑応答を行っております。</p> <p>(2) アナリスト・機関投資家向け施設見学会 アナリストおよび機関投資家を対象とした施設見学会を開催しております。</p> <p>(3) アナリスト・機関投資家向けに適宜、個別ミーティングを行っております。</p>
-----	--

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令遵守とともに、諸規程を適正に管理し、すべてのステークホルダーから信頼を得るよう努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>(1) クリーン活動 毎週1回早朝に、全国の事業所において従業員による近隣の清掃活動を行っております。</p> <p>(2) 太陽光発電システムの設置 一部のデイサービスセンターに太陽光発電システムを設置し、環境問題への取り組みも開始しております。</p> <p>(3) 水源エコプロジェクト(ウイコップ) 横浜市固有の水源地である、山梨県南都留郡道志村の森林を保全するため、2014年度から3年間で3ヘクタールの水源かん養林を、横浜市水道局と協働で整備しています。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	インサイダー情報管理規程・個人情報管理規程により適時適切な情報開示および管理を行う体制を整えております。

(1) 女性の活躍推進

事業の性格上、女性が多く、また活躍できる職場であり、会社全体での管理職に占める女性の割合は40.6%となっています。

当社では、幅広い人材が性別や年齢に関係なく、個性や能力を発揮できる企業風土作りや、能力や成果に応じた評価を行っています。

< 2017年3月31日時点 >

・取締役の女性比率	取締役全体	2名/11名中(18.2%)
	社内取締役	2名/7名中(28.6%)
・執行役員の女性比率(1)		2名/14名中(14.3%)
・管理職の女性比率(2、 4)		345名/849名(40.6%)
内訳 部長クラス		18名/91名中(19.8%)
課長クラス		327名/758名(43.1%)
・常勤者の女性比率(3、 4)		63.7%
・従業員の女性比率(2、 4)		75.2%

- 1 取締役兼務者含む
- 2 取締役除く
- 3 正社員・嘱託の合計 / 取締役除く
- 4 グループ全体数

(2) ワークライフバランス

従業員が仕事と家庭を両立できるよう、育児休業制度や育児のための短時間勤務制度、子の看護休暇、介護休業制度など、さまざまな制度の充実を推進しています。また、出産祝金や入学祝金が『ツクイ倶楽部』(ツクイ独自の福利厚生制度)から支給されるなど、従業員の子育てや生活向上を応援しています。

< 2017年3月31日時点 >

・出産休暇取得人数(1)	189名
・育児休業取得人数(1)	280名
・時短勤務利用者数(1)	41名
・平均勤続年数(常勤のみ)(2)	女性:6.0年 男性:5.5年
1	2016年4月1日～2017年3月31日期間累計
2	2017年3月末日時点

仕事と介護の両立支援「トモニマーク」を取得。

従業員が介護と仕事を両立できるよう、以下の取り組みを実施しています。

- ・介護休業期間、介護短時間勤務制度
- ・失効有休積立制度
- ・休業中の社会保険個人負担分相当の保障

「トモニ」とは、仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組んでいる企業が使用できる、厚生労働省が作成したシンボルマークの愛称です。

(3) ジョブリターン支援制度

結婚や育児、引越、転職などの理由で一度退職している従業員(一部職種を除く)が再入社する場合にジョブリターン支援金を支給しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)について、会社法第399条の13の規定に基づき、取締役会において以下を内部統制システムに関する基本方針として決議しています。

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および従業員は、「倫理規程」ならびに「経営基本方針」に基づき、法令遵守にとどまらず、社会的要請を認識し、高い倫理と行動実践を保持する。
- (2) 法令遵守の教育研修を実施し、法令および企業倫理遵守の意識向上を図る。
- (3) 業務執行部門から独立した内部統制室を設置し、内部監査課が「内部監査規程」に基づき、業務執行の適法性を監査する。内部統制課が「内部統制規程」に基づき、業務の適正および財務報告の信頼性を確保する体制を評価する。業務管理課は関連法令に規定される「業務管理体制の整備」に基づき、法令遵守等の業務管理体制の整備状況を確認する。
- (4) 各部門において業務分掌・決裁権限等の各種規程が遵守されているか、内部統制室内部監査課が継続的に監視する。
- (5) 内部監査や内部統制評価および業務管理体制の整備の結果は、代表取締役および監査等委員会に速やかに報告し、必要に応じて対策を講じる。
- (6) 「内部通報規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図る。通報に係る内容は、代表取締役、監査等委員会および取締役会へ報告し、必要に応じて対策を講じる。
- (7) 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」、「個人情報管理規程」に従い保存および管理を適正に実施する。
- (2) 監査等委員会が求めたときは、取締役はいつでも当該文書の閲覧に応じなければならない。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社全体のリスク管理を統括するための組織として、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置する。経営上のリスクを識別および総合的に管理し、リスク対策を確実に実行する。
- (2) 各部門の所管業務に付随するリスクの管理は当該部門が行い、危機発生時に迅速かつ適切な対応を図る体制を構築する。
- (3) 財務報告の信頼性に係るリスクの管理については、内部統制室が各部門をモニタリングし、代表取締役および監査等委員会へ報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 月1回の定例取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、相互に取締役の職務の執行を監督し、経営判断の原則に基づき意思決定を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」および「職務決裁権限規程」において各職位の責任と権限を明確に定めており、職務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- (3) 取締役の職務執行を効率的に進めるため、取締役会は執行役員を選任する。執行役員は、取締役会の決定に従い、忠実に業務の執行をとり行う。月1回の定時執行役員会および必要に応じて開催する臨時執行役員会により、個別経営課題を実務的な観点から協議し、迅速な業務執行を推進する。
- (4) 取締役会の任意の諮問機関として指名委員会、報酬委員会を設置し、取締役の人選・評価・報酬に関する決定プロセスの客観性および透明性を確保する。

5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、定時取締役会(必要に応じて臨時取締役会)において、子会社の取締役または執行役員より以下の報告を受ける。
 - ・子会社の営業成績
 - ・子会社の財務状況
 - ・子会社の取締役会規程に規定される決議事項の決議状況
 - ・その他、子会社の経営上の重要な事項
- (2) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、子会社の事業内容や規模に応じた監査役、法令遵守担当部門の配置を求める。
 - ・当社は、子会社法令遵守担当部門による内部監査の実施を求めるとともに、その結果を、当監査等委員会ならびに内部統制室に報告するものとする。
 - ・当社は、内部通報制度を子会社に拡大し運営する。
- (3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、子会社に対し、経営上のリスクを識別し、適正なリスク対策を確実に実行することを求める。
 - ・当社は、リスク管理委員会において、子会社の取締役または執行役員よりリスク管理状況の報告を求める。
- (4) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、子会社の自主性および独立性を認めるとともに、子会社の決裁権限等の意思決定ならびに業務分掌等の組織内における責任の範囲を定めることを求める。
 - ・当社は、上記、意思決定ならびに責任範囲を規程等に定め、これに準拠した体制の構築と運用を求める。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- (1) 「監査等委員会規則」に基づき監査等委員会事務局を設け、監査等委員会の職務を補助すべき従業員として、必要な人員を配置する。
- (2) 人事部長は、当該従業員の異動および評価については、監査等委員会の同意を得る。
- (3) 当該従業員が他部署の従業員を兼務する場合には、監査等委員会業務に関する当該従業員への指示は監査等委員より直接行われるものとする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役および従業員は、法定事項および社内規定事項に加え、下記の事項を速やかに報告する。・決定事項、事業等のリスクその他の重要

事項・当社の目的の範囲外の行為、法令・定款違反のおそれのある事項・その他業務執行に関する重要な事項

(2) 上記に定めのない事項でも、監査等委員会は取締役および従業員に報告および調査を要請できる。

(3) 上記報告が内部通報による場合、「内部通報規程」の規定に基づき通報内容を監査等委員会に速やかに報告する。また通報者等を保護し、不利益な取扱いを行ってはならない。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況の監視・検証を行う。

(2) 監査等委員会は、主な事業所の往査を実施する。

(3) 監査等委員会は、内部統制室への指示ならびに連携を通じ、あわせて会計監査人との連携により監査の適正性と実効性の向上に努める。

(4) 監査等委員会は、重要な会議に出席し意見を述べる事が出来る他、定期的に代表取締役、経営陣幹部との意見交換を行う。

(5) 監査等委員会は、法令遵守および内部通報の体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(6) 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または債務の処理を求めた場合は、必要性が認められない場合を除き速やかに当該処理をする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、倫理規程において「反社会的勢力との関係遮断」を明記し、取締役および従業員は反社会勢力対応規程および反社会的勢力対応マニュアルに沿って、当社の利害関係者、取引先等は、反社会的勢力との関係を持たないことを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力には警察等関係機関とも連携して、これに対応するため、神奈川県企業防衛対策協議会の会員となっており、定期的な連絡会への出席や問い合わせ等を通じて反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

本社並びに各事業所に対して万が一、反社会的勢力からの接触もしくは不当要求がなされた場合は、総務部を対応する部署として、必要に応じて神奈川県企業防衛対策協議会、管轄の警察、顧問弁護士等の専門家に早期に相談し、適切な処置をとる体制をとっております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現状の財政状態、経営成績の推移および株主構成等を鑑みて、現時点で具体的な買収防衛策は導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

< 適時開示体制の概要 >

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

(1) 決定事実に関する情報

適時開示規則の決定事実該当する重要事項の決定は、原則として取締役会が行ないます。重要事項が決定した場合、情報取扱責任者の指示の下、IR・広報部より速やかに開示します。

(2) 発生事実に関する情報

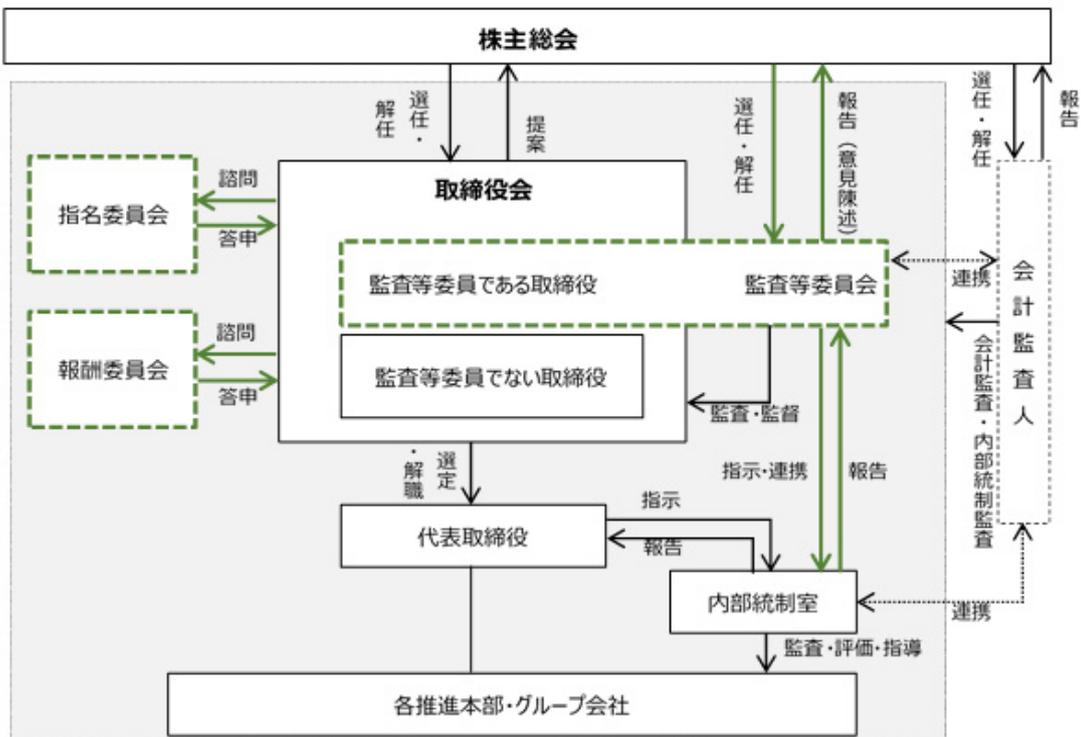
当社に係わる重要な発生事実を確認した事業所・部署は、当該事実の発生を把握した時点で直ちにIR・広報部へ報告します。IR・広報部は発生事実に関する情報を収集し、事実関係を把握した後、情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は、インサイダー情報管理規程および関係諸法令等に基づき、関係部署と協議し、開示の要否の判断を行います。開示が必要と判断した場合は、取締役会に報告し、承認を得たうえで情報取扱責任者の指示の下、IR・広報部より速やかに開示します。

なお、緊急の場合は、代表取締役社長もしくは情報取扱責任者の判断により開示します。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、財務部・IR・広報部を中心に決算書類を作成し、情報取扱責任者から取締役会に報告し、承認を得たうえで情報取扱責任者の指示の下、IR・広報部より取締役会開催当日に開示します。

コーポレートガバナンス体制図



適時開示体制の体制図

